

青森県報

第三千五百八十五号

平成二十四年
八月三十一日
(金曜日)

目 次

告 示

青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正	(総務学事課)	一
青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正	(同)	一
保安林の指定解除予定	(林政課)	二
証紙売りさばき人の名称の変更	(会計管理課)	二
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(県境再生策室)	二
右	(同)	三
右	(同)	三
右	(同)	三
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	五
右	(同)	五
右	(同)	六

告 示

示

青森県告示第六百五十四号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号(青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社団法人青い森農林振興公社	青森市新町二丁目四の一
社団法人青森県観光連盟	青森市安方一丁目一の四〇
財団法人二十一あおもり産業総合支援センター	青森市新町二丁目四の一

表中

を

公益社団法人青森県観光連盟	青森市安方一丁目一の四〇
公益社団法人あおもり農林業支援センター	青森市新町二丁目四の一
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	青森市新町二丁目四の一
社団法人青い森農林振興公社	青森市新町二丁目四の一

に改める。

青森県告示第六百五十五号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号(青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社団法人青い森農林振興公社	青森市新町二丁目四の一
社団法人青森県観光連盟	青森市安方一丁目一の四〇
財団法人二十一あおもり産業総合支援センター	青森市新町二丁目四の一

表中

を

公益社団法人青森県観光連盟	青森市安方一丁目一の四〇
公益社団法人あおもり農林業支援センター	青森市新町二丁目四の一
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	青森市新町二丁目四の一
社団法人青い森農林振興公社	青森市新町二丁目四の一

に改める。

青森県告示第六百五十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

青森市大字滝沢字北滝沢山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百五十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九

三厩漁業協同組合

二 変更内容

1 変更前の名称

三厩村漁業協同組合

2 変更後の名称

三厩漁業協同組合

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十四年度環境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・溶融）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年七月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森RER環境再生共同企業体

青森市大字戸門字山部二八の八
六 契約金額

一トン当たり三万三千三百円
七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十四年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その1）業務一

式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年八月六日

五 契約の相手方の名称及び住所

三戸ウエイストパーク県境再生共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二四の一

六 契約金額

一トン当たり一万九千九百円  
七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項  
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。  
八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした  
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十四年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その2）業務一

式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年八月六日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森クリーン共同企業体

むつ市大字奥内字二又二二

六 契約金額

一トン当たり二万二千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台（下取二台）
- 二 調達方法
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十四年七月二十六日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
コマツ建機販売株式会社東北カンパニー青森支店
青森市大字三内字丸山三九三の一八八
- 七 契約金額
三千七百二十七万五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十四年六月十五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（除雪幅二・六メートル、一八〇キロワット級） 二台（下取二台）
- 二 調達方法
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
随意契約
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十四年七月二十六日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青工
青森市新田三丁目一の一八
- 七 契約金額
四千三百九十九万五千円
- 八 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号
- 九 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付し落札者がないため、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

~~~~~  
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
ロータリ除雪車（除雪幅二・六メートル、二二〇キロワット級）一台（下取一台）
- 二 調達方法  
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課  
青森市長島一丁目一の
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成二十四年七月二十六日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社KCMJ 青森営業所  
青森市大字野内字菊川六一の三
- 七 契約金額  
二千三百二十三万二千二百五十円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日  
平成二十四年六月十五日

~~~~~  
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
除雪トラック（七トン級） 一台（下取一台）
- 二 調達方法
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十四年七月三十日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
UDトラックスジャパン株式会社青森支店
青森市大字石江字三好一一六
- 七 契約金額
二千三百五十七万二千五百円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効

な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
九 入札の公告を行った日
平成二十四年六月十八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

路面清掃車 一台（下取一台）

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十四年七月三十日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一の八

七 契約金額

二千七百七十七万二千五百円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日
平成二十四年六月十八日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭